

告示

埼玉県告示第四百五十六号

平成二十七年埼玉県告示第三百七十八号（平成二十七年度地籍調査事業計画）の一部を次のように改正したので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

表中

秩父市	大輪第一（大滝の一部）	平成二十七年四月一日から
秩父市	鶉平第二（大滝の一部）	平成二十七年四月一日から
秩父市	大輪第二（大滝の一部）	平成二十七年四月一日から
秩父市	鶉平第三（大滝の一部）	平成二十七年四月一日から
加須市	飯積Ⅳ（飯積、麦倉の各一部）	平成二十七年四月一日から
加須市	麦倉Ⅴ（麦倉の一部）	平成二十七年四月一日から
越谷市	越谷第八―二計画区（大字大泊の一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで

を

川越市	高階第三（大字藤間、大字砂新田の各一部）	平成二十八年三月三十一日まで
川越市	南古谷第一（大字南田島の一部）	平成二十七年四月十三日から 平成二十八年三月三十一日まで
熊谷市	吉岡四―二（楊井、平塚新田の各一部）	平成二十七年四月十三日から 平成二十八年三月三十一日まで

熊谷市	秩父市	秩父市	秩父市	秩父市	飯能市	飯能市	飯能市	加須市	加須市	東松山市	狭山市	狭山市
大麻生二（大麻生の一部）	大輪第一（大滝の一部）	鶉平第二（大滝の一部）	大輪第二（大滝の一部）	鶉平第三（大滝の一部）	双柳第五（大字双柳の一部）	双柳第六（大字双柳の一部）	飯積Ⅳ（飯積、麦倉の各一部）	麦倉Ⅴ（麦倉の一部）	東松山九地区（箭弓町一丁目、箭弓町二丁目の各一部）	狭山第四十九（富士見二丁目的一部）	狭山第五十（富士見一丁目、入間川の各一部）	
平成二十七年四月十三日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月十三日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月十三日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月十三日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月十三日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月十三日から 平成二十八年三月三十一日まで	

に改める。

日高市	日高市	越谷市	深谷市	深谷市
鹿山の各一部 字中鹿山、大字下 日高第四十四（大	日高第四十三―一 （大字中鹿山、大 字下鹿山の各一部 ）	越谷第八―二計画 区（大字大泊の一 部）	深谷第三十五（大 谷の一部）	深谷第三十四（大 谷の一部）
平成二十七年四月十三日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月十三日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月十三日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月十三日から 平成二十八年三月三十一日まで

┌